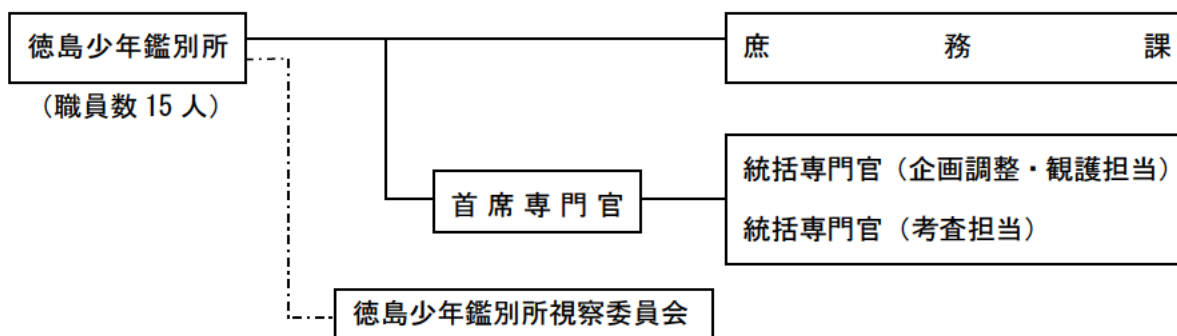


徳島少年鑑別所

〒770-0816 徳島市助任本町 5-40

TEL (088) 652-5606 FAX (088) 655-2575

〔組織及び職員数〕



設 置 根 拠	法務省設置法第 8 条、第 11 条、少年院及び少年鑑別所組織規則第 12 条
所 掌 事 務	1 鑑別対象者の鑑別を行うこと 2 観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者その他法令の規定により少年鑑別所に收容すべきこととされる者及び收容することができることとされる者を收容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行うこと 3 少年鑑別所法の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL (087) 822-4455 (注) 徳島少年鑑別所に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	相談・案内の名称：徳島法務少年支援センター 対象範囲（内容）等：非行・犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係などの問題で悩んでいる人や学校教師などの関係者からの相談や心理検査等の依頼に応じている。 また、研修・講演、法教育事業、事例検討会や各種協議会等への参画などにより、非行及び犯罪の防止のための支援をしている。 担 当 課：考査担当 受 付 電 話 番 号：(088) 652-4115 受 付 日 時：平日の 8:30～17:00 (12:15～13:00 の間を除く)